

SABO NEWS LETTER

第 145 号【発行日】令和 3(2021)年 5 月 14 日(金)【発行】(一社)全国治水砂防協会

目 次

1. 目 次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 国土交通省砂防部長よりご挨拶・・・・・・・・ 2
3. (一社)全国治水砂防協会理事長よりご挨拶・・・・ 3
4. 国土交通省提供資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

ご質問、ご意見、ご感想、記事の詳細内容等、お問合せ先

一般社団法人 全国治水砂防協会

住所：〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-4

電話：03-3261-8386 FAX：03-3261-5449 E-mail：kyokai@sabo.or.jp

砂防に関する最新情報は砂防協会ホームページをご覧ください。

<http://www.sabo.or.jp/>

国土交通省砂防部長よりご挨拶

6月は土砂災害防止月間です

早くに春が訪れた今年、ゴールデン・ウィークを終えて既に初夏の様相です。

三度の緊急事態宣言が発せられ、昨年につき自粛の中での大型連休であったことでしょう。一方、季節は移り変わりまもなく梅雨期を迎えます。梅雨期、台風期を控え国土交通省は毎年6月を「土砂災害防止月間」とし、全国的に土砂災害防止の啓発活動等を実施します。都道府県等と協力して、住民の警戒避難に対する様々な活動や、全国統一避難訓練を予定しています。

今年の「土砂災害防止全国の集い」(主催;国土交通省、和歌山県)は、紀伊半島大水害から10年の節目を迎える和歌山県田辺市で「**強くしなやかな国土づくりを支える砂防～紀伊半島大水害から10年、新たなステージへの挑戦**」をテーマに実施します。当時の災害の教訓を踏まえ、実効性のある避難活動のあり方を考えるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うテレワーク等の普及により、都会から地方へと人の流れが変化する新たなステージにおいて、地域の安全を確保する砂防の役割と大切さについて意見交換を行います。緊急事態宣言が延長されたことから、開催は8月17日となりました。

既に土砂災害警戒区域等の基礎調査を終え、今年度末には全国で区域指定が完了する見込みです。各市町村におかれては、ハザードマップの見直しをこの機会に行なって欲しいと思います。また、要配慮者利用施設の避難確保計画の策定、避難訓練の実施においても自治体支援のもとで行ってください。これらについても年度末に100%の実施を目指します。自治体支援として各種ガイドラインや手引きを作成していますので、活用いただきたいと思います。

さて、今国会において、「土砂災害防止法」が改正されました。上記要配慮者利用施設の避難確保計画、避難訓練にあたって当該市町村が助言できることになりました。昨年の7月豪雨において、避難確保計画が作成され、避難訓練が行われていたにもかかわらず、十分な避難行動が取れずに犠牲者が発生した施設があったことから、避難を実効性あるものとするための改正です。

もうひとつは住民避難に対する「指示」への一本化です。避難勧告から避難指示へと段階を経ることが避難行動を躊躇させる要因となり、避難行動が伴わずに災害に見舞われ、犠牲者が発生することが後を絶たないことから、災害対策基本法と併せての改正です。

砂防部は市町村が実施する土砂災害に対する警戒避難体制の確保のため、各種手引書の発行や制度設計を行ってきています。土砂災害による犠牲者を出さないためにも平時からの備えが大切です。今後とも支援策を充実してまいりますので、みなさま方からのご意見やご要望もお聞かせいただければ幸甚です。

国土交通省 砂防部長 今井 一之

(一社)全国治水砂防協会理事長よりご挨拶

会員の皆様へ

東京では薫風さわやかな季節を迎えております。皆様におかれましてもお変わりはありませんでしょうか。

歴史的なコロナ禍を迎え、2年目に入っておりますが、国内も自由に往来できにくい状況が依然続いております。当協会の総会も5月27日に予定しておりますが、昨年同様、全国の皆様にお集まりいただける状況ではないことから、委任状を事前にいただき、最小限の人員の出席のもと開催させていただきます。昨年同様のやり方となり、残念に思いますが、感染防止の観点からやむを得ないことと考えております。どうかご理解を賜りますようお願い申し上げます。

皆様とお会いする機会も激減していることから、当協会といたしましては機関誌「砂防と治水」やこの”SABO NEWS LETTER”を通じて情報発信を一層強化していきたいと思っております。特にこの“SABO NEWS LETTER”では、毎回、国交省砂防部長の直接のお便りや砂防部からの貴重な最新情報をお届けしてまいります。砂防の目指すもの、目指す方向が示されており、会員の皆様のお役に立つ内容が含まれております。是非、できるだけ多くの皆様に見ていただけますようお願い申し上げます。

間もなく、梅雨本番です。今年もコロナ禍のもとでの災害対応となります。各地方自治体等での準備も大変と思っておりますが、災害は待ったなしで必ずやってまいります。皆で力を合わせて備えてまいりましょう。

時節柄、くれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げます。

令和3年5月14日
一般社団法人 全国治水砂防協会
理事長 大野 宏之

令和3年度

第39回

土砂災害防止「全国の集い」

強くしなやかな国土づくりを支える砂防

～紀伊半島大水害から10年、新たなステージへの挑戦～

in和歌山

特別セッション

鼎談

『砂防と観光』

出演者

吉見 圭一(広島県廿日市市宮島支所 支所長)

清水 貞吾(南紀勝浦温泉旅館組合 組合長)

岡本 正男((一社)全国治水砂防協会 副会長)

シンポジウム

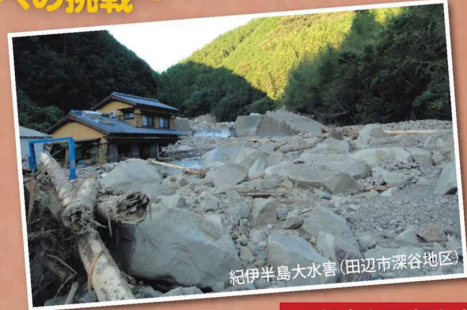
強くしなやかな国土づくりを支える砂防

～紀伊半島大水害から10年、新たなステージへの挑戦～

○基調講演『紀伊半島の自然と人々の暮らしに関わる土砂災害』

講演者: 里深 好文(立命館大学大学院理工学研究科 教授)

○パネルディスカッション



紀伊半島大水害(田辺市深谷地区)

一般参加入場無料

主催

国土交通省、和歌山県

CPD-CPDS認定講習

日時

令和3年 8月17日(火) 13:00～17:00

会場

紀南文化会館 大ホール(田辺市)

問合せ先

第39回土砂災害防止「全国の集い」運営委員会事務局(和歌山県県土整備部砂防課)

(電話) 073-441-3171

会場には駐車場がありません。ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

天候の状況、新型コロナウイルス感染症対策等により開催方法等の変更もしくは開催を中止する場合があります。

【後援】内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省、林野庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、NHK、(一社)日本新聞協会、(一社)日本民間放送連盟、(一社)全国治水砂防協会、(一財)砂防・地すべり技術センター、(一財)砂防ボランティア整備推進機構、(NPO)土砂災害防止広報センター、全国地すべりがけ崩れ対策協議会、(一社)斜面防災対策技術協会、(一社)建設広報協会、砂防ボランティア全国連絡協議会、(一社)和歌山県建設業協会、(一社)和歌山県測量設計業協会、(一社)関西地質業協会和歌山県支部、全国治水砂防協会和歌山県支部、和歌山県砂防ボランティア協会、和歌山県市長会、和歌山県町村会、(公財)和歌山県消防協会、(株)テレビ和歌山、(株)和歌山放送

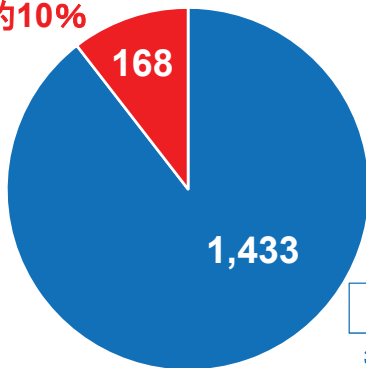
土砂災害ハザードマップ公表状況

(令和2年3月末時点)

土砂災害ハザードマップ公表 市町村数

未公表

約10%



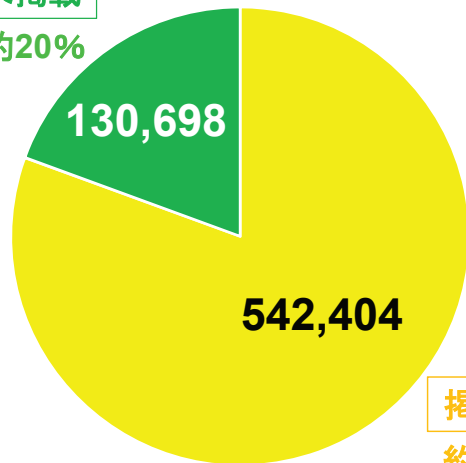
公表済

約90%

土砂災害ハザードマップ掲載 区域数

未掲載

約20%



掲載済

約80%

	市町村数
土砂災害警戒区域のある市町村数	1,601
■ 公表済	1,433
■ 未公表	168

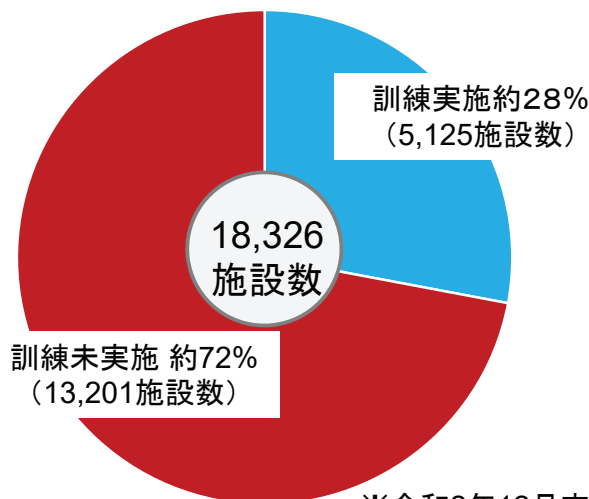
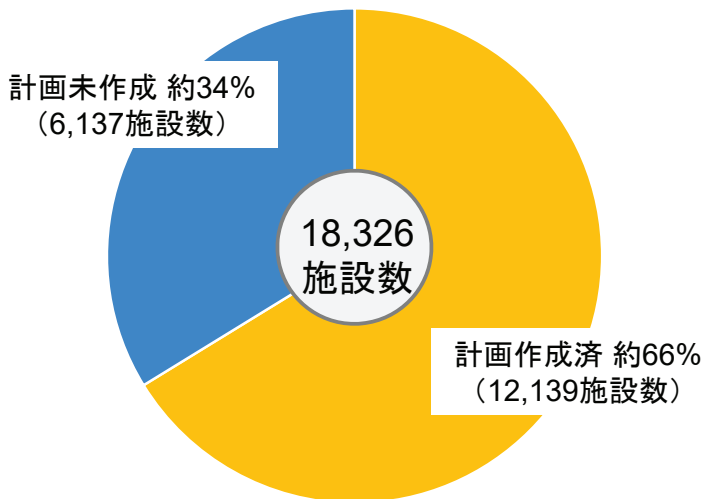
	区域数
土砂災害警戒区域が公表済	673,102
■ ハザードマップに掲載済	542,404
■ ハザードマップに未掲載	130,698

土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成状況

- 平成28年8月の台風10号による社会福祉施設の浸水被害(死者9名)を踏まえ、**避難確保計画が未作成の要配慮者利用施設について、計画作成をより一層促進することが必要。**
- このため、土砂災害防止法を改正し、**土砂災害警戒区域内で警戒避難体制の整備を適確に講じる必要のある要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成、避難訓練の実施を義務付けること**によって、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

■ 避難確保計画の作成状況

■ 避難訓練の実施状況



※令和2年12月末時点

【目標】

避難確保計画の作成、避難訓練の実施について、令和3年度末までに100%を実現

土砂災害防止法改正に伴う避難確保計画等に係る市町村の助言・勧告

要配慮者利用施設に係る避難確保計画に・訓練に対する市町村の助言・勧告

- 適切な避難確保計画を事前に作成し、訓練を日頃から実施することで、災害時に円滑な避難が可能。
- このため、高齢者等の避難困難者が利用する**要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練の内容について、市長村による適切性の確認や助言・勧告を通じた避難実効性の確保を図る必要。**

【現行】 要配慮者利用施設の実施内容	【改正】 以下の内容を現行内容に追加
・避難確保計画の作成及び市町村への提出の義務	・市町村は計画に関して必要な助言又は勧告をすることができる
・訓練実施の義務	・訓練実施を市町村に報告 ・市町村は訓練に関して必要な助言又は勧告をすることができる

【要配慮者施設の避難確保措置のイメージ】



市町村から要配慮者利用施設への助言・勧告

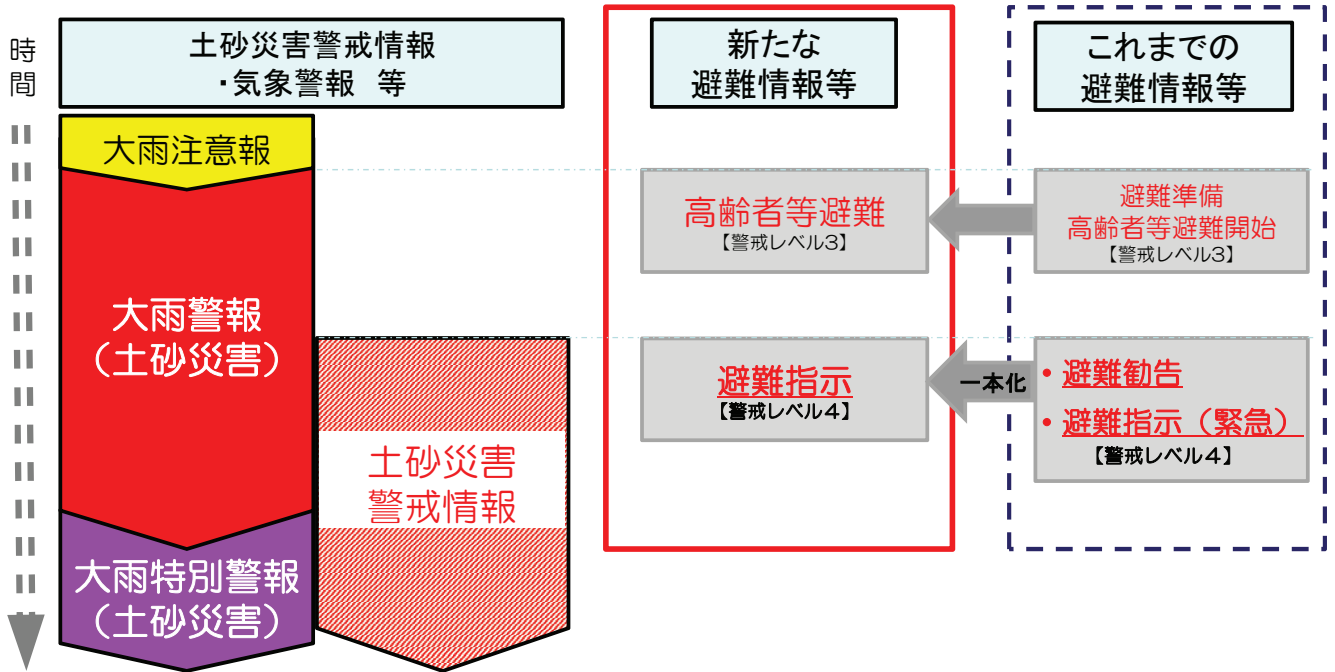
- 指定避難場所の設定(土砂災害警戒区域・特別警戒区域との位置関係等)
- 垂直避難の計画の設定(特別警戒区域内は計画不可等)
- 避難訓練の計画(施設規模、対象者数に応じた時間設定になっているか等)
- 【その他】
- 職員向け説明会の実施(避難確保計画の作成に関する内容や土砂災害、気象情報、土砂災害警戒区域等の説明)

国、都道府県等から市町村への支援

- 避難確保計画作成の手引きや避難訓練マニュアルの作成などマニュアルの作成
- 市町村向けの研修会の実施

避難指示への一本化について

災対法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）において、災対法第60条、土砂災害防止法第27条、第31条、第32条等を改正し、**避難勧告・避難指示を避難指示に一本化**。**土砂災害警戒情報が発表**された場合は、**避難指示**を発令することが基本となる。



施行期日：令和3年5月20日

砂防部局におけるソフト対策推進のためのガイドライン等

■土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン

(令和2年10月作成)

- 市町村がハザードマップを作成したり、その内容を住民に周知する際の参考事例を掲載



避難方向を大きな矢印でわかりやすく表示した事例

- 土砂災害ハザードマップへの土砂災害警戒区域反映率
掲載済み警戒区域数54.2万/全警戒区域数67.3万≒81%

■避難確保計画作成の手引き

(平成29年6月策定、令和2年6月改訂)

- 要配慮者利用施設が避難確保計画を容易に作成できるよう、わかりやすい解説を掲載。



- 避難確保計画の作成率
令和2年12月末時点：66% ⇨ 令和3年度末：100% (目標値)

■土砂災害に関する地区防災計画作成のための技術支援ガイドライン

(令和2年3月作成)

- 地域住民・市町村が、土砂災害に関する地区防災計画へ取組む際に県等の担当者が技術的に支援するための留意点を掲載。

■砂防指定地等の管理強化の検討のための参考資料

都道府県へ資料提供(令和3年3月)

- 不適切な維持管理や不法行為を未然に防止し、適切な砂防指定地等の管理を行うための対応を掲載。